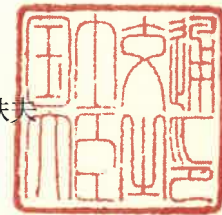


# 指 定 書

国住参建第 3075-2 号  
令和 4 年 3 月 11 日

美濃部建設有限会社  
代表取締役 美濃部 柁乃 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に基づき、確認申請書に添える図書から除く図書として、同項の表 1 の(は)項に掲げる構造詳細図及び同項の表 2 の(一)項に掲げる建築基準法施行令第三章第五節の規定が適用される建築物の構造詳細図(構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法に限る。)のうち下記の建築物の部分に係る図書を指定する。

## 記

### 1. 認定番号

TFBR-214629

### 2. 認定をした構造方法等の名称

鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

### 3. 認定をした構造方法等の内容

下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。

#### (1) 鉄骨製作工場の名称及び所在地

- ①名称 美濃部建設有限会社
- ②所在地 神奈川県厚木市三田 2462

#### (2) 適用範囲

- ① 建築鉄骨溶接構造の 5 階以下の建築物(延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以内、高さ 20m 以下)とする。
- ② 400N 及び 490N 級炭素鋼で板厚 25 mm 以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は、別添の「2. 開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚」による。
- ③ 作業条件は下向及び横向姿勢とし、溶接技能者の資格は、SA-3F 及び SA-3H 又は A-3F 及び A-3H とする。なお、横向姿勢による完全溶込み溶接部の超音波探傷検査は全数とする。
- ④ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「3. 入熱・パス間温度」による。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。